

## 『週休二日実現行動計画』(要旨)

### I 行動計画の基本フレーム

- (1) 本行動計画が目指す週休二日は、土曜日及び日曜日の閉所とする。
- (2) 本行動計画の対象事業所は、本社、支店等や全ての工事現場とする。
- (3) 本行動計画の計画期間は、2017～2021年度の5年間とし、  
2019年度末までに4週6閉所以上、  
2021年度末までに4週8閉所の実現を目指す。
- (4) 本行動計画の実施状況について、毎年度フォローアップを行う。

### II 行動計画の基本方針

#### (1) 週休二日を2021年度までに定着させる

東京オリンピック・パラリンピック後に集中すると予想される高齢者の大量離職と、改正労基法施行後5年で建設業に適用される罰則付き時間外労働の上限規制に適合する。

#### (2) 建設サービスは週休二日で提供する

建設業自らが「週休二日をベースに建設サービスを提供する」という明確な意識改革をしたうえで、一層の自助努力を行って社会の認識を改める。

#### (3) 週休二日は、土日閉所を原則とする。

週休二日は業界一丸となって一斉土曜閉所で出発しなければ実現は望めない。技能者の休日確保、社会一般や入職希望者の理解促進のためにも土日を一斉閉所として目に見える形で推進する。

#### (4) 日給月給の技能者の総収入を減らさない

日建連会員企業は、協力会社組織等を通じて社員化・月給制に取り組む専門工事業者に対して積極的な支援、関与を行うとともに、雇用形態移行までの間は、日給月給制の技能者個々人の年収が維持できるように労務単価を引上げて年収減少分を補填する。

#### (5) 適正工期の設定を徹底する

生産性の向上など最大限の自助努力を反映した適正な工期を提案するとともに、これらの趣旨等を発注者に対して丁寧に説明し、発注者の理解を得る。

#### (6) 必要な経費は請負代金に反映させる

週休二日に伴い必要となる費用を請負代金の積算に適切に反映させるとともに、発注者の理解を得られるよう、受注交渉において丁寧に説明する。

#### (7) 生産性をより一層向上させる

週休二日の取組みによる工期延伸をできる限り抑制するため、会員企業は生産性向上に向けてより一層の企業努力を行うとともに、日建連は「生産性向上推進要綱」(2016.4)に沿って、個々の企業では解決が困難な取組みを積極的に推進する。

(8) 建設企業が覚悟を決めて一斉に取り組む

週休二日普及の遅れは、他産業との人材獲得競争にますます後れを取ることとなり、ひいては産業の将来に重大な影響を及ぼすことから、すべての日建連会員企業が覚悟を決めて一斉に取り組む。

(9) 企業ごとの行動計画を作り、フォローアップを行う

会員企業は企業ごとに行動計画(アクションプログラム)を策定し、具体的な行動に取り組む。

日建連は会員企業の取組み状況をフォローアップし、その結果を公表するとともに、必要に応じて具体策の強化や追加施策の検討など最大限の努力により目標の達成を図る。

### Ⅲ 週休二日の実現に向けた行動

(1) 請負契約及び下請け契約における取組み

① 請負契約における取組み

- ・ 適正な工期の設定
- ・ 必要となる費用の請負代金への反映
- ・ 工事の進捗状況の共有
- ・ 工期ダンピングの排除
- ・ 請負契約書の特記事項

② 下請契約における取組み

- ・ 適正な工期の設定(後工程の施工期間に配慮)
- ・ 適正な請負代金の設定(休日、夜間労働等の割増賃金を含む)
- ・ 日給月給技能者の減収分の補填
- ・ 再下請負契約に係る指導
- ・ 下請契約書の特記事項

(2) 優良協力会社への支援

① 社員化、月給制への移行支援

② 下請発注の平準化

③ 支払条件の改善

(3) 自助努力の徹底

① 生産性の向上

② 建設技能者の労務賃金の改善

③ 重層下請構造の改善

④ 下請取引の適正化

⑤ 建設キャリアアップシステムの普及促進

(4) 業界の意識改革 ～ 統一土曜閉所運動など ～

(5) 発注者、一般社会の理解促進

(6) 国土交通省の「週休二日モデル工事」への対応

(7) 「建築工事適正工期算定プログラム」の活用

(8) 関係省庁等の取組みへの参画

以上